

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成19年11月7日
【事業年度】	第54期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	南海プライウッド株式会社
【英訳名】	NANKAI PLYWOOD CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丸山 徹
【本店の所在の場所】	香川県高松市松福町一丁目15番10号
【電話番号】	087（825）3615（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門長 田井 雅士
【最寄りの連絡場所】	香川県高松市松福町一丁目15番10号
【電話番号】	087（825）3615（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門長 田井 雅士
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日付をもって提出いたしました第54期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(重要な後発事象)

(2) その他

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

注記事項

(重要な後発事象)

(3) その他

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

(訂正前)

注記事項

(重要な後発事象)

記載なし

(訂正後)

注記事項

(重要な後発事象)

平成17年5月12日、ミサワホーム株式会社から当社製品の補償について契約不履行として、3,245千円の損害賠償請求が東京地方裁判所に提訴されており、係争中でありましたが、平成19年6月4日更に第2次訴訟として、594,649千円の損害賠償請求を受けました。当社はこの2件の訴状への反論を行って、当社の正当性を主張していきますが、現時点で裁判の経過および結果を予測することは困難であります。

(2)【その他】

(訂正前)

訴訟

平成17年5月12日、ミサワホーム株式会社から当社製品の補償について契約不履行として、3,245千円の損害賠償請求を東京地方裁判所に提訴されており、現在係争中であり、当社としては、この損害賠償請求に応じる意思はありませんが、現在証拠調べ等がなされ手続きが進行中のために、訴訟の結果を予測するのは困難であります。

平成18年7月20日、株式会社NIPPONコーポレーションから当社所有土地(3,494㎡)の抵当権設定契約の締結不履行をめぐり高松地方裁判所に提訴されました。当社としては、この契約締結不履行は無効であると主張し、現在係争中であり、訴訟の結果については、現在証拠調べ等がなされており、訴訟の結果を予測するのは困難であります。

(訂正後)

訴訟

平成17年5月12日、ミサワホーム株式会社から当社製品の補償について契約不履行として、3,245千円の損害賠償請求が東京地方裁判所に提訴されており、係争中でありましたが、平成19年6月4日更に第2次訴訟として、594,649千円の損害賠償請求を受けました。当社はこの2件の訴状への反論を行って、当社の正当性を主張していきますが、現時点で裁判の経過および結果を予測することは困難であります。

平成18年7月20日、株式会社NIPPONコーポレーションから当社所有土地(3,494㎡)の抵当権設定契約の締結不履行をめぐり高松地方裁判所に提訴されました。当社としては、この契約締結不履行は無効であると主張し、現在係争中であり、訴訟の結果については、現在証拠調べ等がなされており、訴訟の結果を予測するのは困難であります。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

(訂正前)

注記事項

(重要な後発事象)

記載なし

(訂正後)

注記事項

(重要な後発事象)

平成17年5月12日、ミサワホーム株式会社から当社製品の補償について契約不履行として、3,245千円の損害賠償請求が東京地方裁判所に提訴されており、係争中でありましたが、平成19年6月4日更に第2次訴訟として、594,649千円の損害賠償請求を受けました。当社はこの2件の訴状への反論を行って、当社の正当性を主張していきますが、現時点で裁判の経過および結果を予測することは困難であります。

(3)【その他】

(訂正前)

訴訟

平成17年5月12日、ミサワホーム株式会社から当社製品の補償について契約不履行として、3,245千円の損害賠償請求を東京地方裁判所に提訴されており、現在係争中であります。当社としては、この損害賠償請求に応じる意思はありませんが、現在証拠調べ等がなされ手続きが進行中のために、訴訟の結果を予測するのは困難であります。

平成18年7月20日、株式会社NIPPONコーポレーションから当社所有土地(3,494㎡)の抵当権設定契約の締結不履行をめぐり高松地方裁判所に提訴されました。当社としては、この契約締結不履行は無効であると主張し、現在係争中であります。訴訟の結果については、現在証拠調べ等がなされており、訴訟の結果を予測するのは困難であります。

(訂正後)

訴訟

平成17年5月12日、ミサワホーム株式会社から当社製品の補償について契約不履行として、3,245千円の損害賠償請求が東京地方裁判所に提訴されており、係争中でありましたが、平成19年6月4日更に第2次訴訟として、594,649千円の損害賠償請求を受けました。当社はこの2件の訴状への反論を行って、当社の正当性を主張していきますが、現時点で裁判の経過および結果を予測することは困難であります。

平成18年7月20日、株式会社NIPPONコーポレーションから当社所有土地(3,494㎡)の抵当権設定契約の締結不履行をめぐり高松地方裁判所に提訴されました。当社としては、この契約締結不履行は無効であると主張し、現在係争中であります。訴訟の結果については、現在証拠調べ等がなされており、訴訟の結果を予測するのは困難であります。